

相談者(Aさん) 最近、新聞などでADRという言葉を目にすることがあるのですが、裁判所以外での紛争解決手続きのことなのですか。今日ではADRについて教えてください。

弁護士 ADRとは、Alternative (代替的) Dispute (紛争) / Resolution (解決) の略称です。Aさんがおっしゃるように裁判所以外での紛争解決手続きのことをいいます。司法制度の改革論議において脚光をあびて、平成一六年には「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」も制定・施行されました。

Aさん 具体的にどのようなADRがあるのですか。

弁護士 一番利用されているADRとして財団法人交通事故紛争処理センターがあげられます。この組織は昭和五三年に設立され、本部の他に七つの支部と二つの相談室が設置され、交通事故損害賠償の紛争解決にあたっています。このセンターでは何と年間五〇〇〇件以上の和解が成立しているのです。

Aさん 年間五〇〇〇件はとても大きな数字ですね。これほどまでに素晴らしい機能している理由は何なのでしょう。

弁護士 一つはセンターで和解を担当する嘱託弁護士や、和解ができなかった場合に審査

ような点があげられるのですか。

弁護士 一つは書式などを含めて申立手続が簡易であることです。二つ目は法律の基準や厳密な証拠だけにとられない迅速かつ柔軟な解決が可能であることです。三つ目は費用が低廉で済むことです。四つ目は専門家の関与が組み込まれていることです。

Aさん 今あげられた長所はまさに先ほど交通事故紛争処理センターが広く利用され、大きく機能している理由と共通していますね。弁護士 そのとおりです。成功しているADRを参考にして、その長所をより生かす工夫をして制度設計すればよいのでしょうか。

Aさん 民間のADRとしては他にどのようなものがあるのですか。

弁護士 全国銀行協会が設置している銀行よろず相談所というのがあります。またクリーニング協会が設置しているクリーニング賠償問題協議会というのがあります。医師会には医事紛争処理委員会が設置されています。一つ紹介したいのは弁護士会でも斡旋・仲裁センターのようなADRを設置するところが多くなってきたということです。

Aさん 弁護士さんは原告や被告の代理人として活動するのが仕事だと思っていましたが斡旋・仲裁も行なうのですか。仙台弁護士会でもそのような組織が作られているのですか。



を行なう審査員がいずれも交通事故を数多く扱っていて専門性が高いことです。二つ目は交通事故は件数が多いため、裁判において損害賠償や過失相殺が基準化されていることです。また、交通事故の場合、任意保険に加入している事が多く、和解が決まれば保険会社

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第23回

ADR 裁判外の 紛争解決手続き

から間違いなく支払ってもらえるという安心感等も大きな要因としてあげられます。

Aさん このセンターは財団法人のようですが、どの様にして運営経費を調達しているのですか。利用者から手数料のようなものは徴収しているのですか。

弁護士 利用者から手数料は徴収していません。無償で裁判基準での解決が図れることは利用者にとって大きなメリットですね。運営経費は損害保険会社の協会から出されています。

Aさん 損害保険会社の協会という、いわば業界がお金を出しているのに、公正な仲裁・斡旋ができるのかといった疑問はないのでしょうか。

弁護士 嘱託弁護士や審査員は公正な立場で仕事ができています。損害保険会社も金は出しても口は出さないという姿勢をきちんと保っているのです。民間型のADRが成功するためには、このような姿勢を保つことが必要です。早期に紛争を適切・公正に解決することによって業界自体の信用も向上するという意義が大きいと思われるます。実は私自身も一〇年前までこのセンターの嘱託弁護士をしてきたことがあるのですが、公正さに問題はありませんでした。

Aさん 一般的にADRの長所としてはどの

〇万円の追加工事代金でもって建築紛争が解決した場合には申立人と相手方に四万円ずつ手数料を折半してもらうこととなります。

Aさん 新しい制度ができて半年が過ぎましたが、現実にはどの位利用されているのですか。弁護士 四月から八月までの間に五一件の申立がありました。医事紛争事件、建築紛争事件、男女関係の事件等が多いようです。既に九件が和解によって解決しています。建築紛争のような難しい事件には一級建築士等の専門家に専門委員としてお手伝いをしてもらっており、解決に大いに役立っています。

Aさん 行政型のADRもあると聞いたのですがどのようなものですか。

弁護士 県庁には労働委員会、建築工事紛争審査会、公害審査会等があります。中でも労働委員会は会社と労働組合のトラブルを解決するために大きな役割を果たしています。今後様々なADRが誕生する可能性がありますが、裁判外のシステムが多数あることは紛争解決のための選択肢を広げるという意義があると思います。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)
阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員